

施策名	目標 9-1 地域の脱炭素化の推進	担当部局名	大臣官房地域政策課 大臣官房地域脱炭素事業推進課 大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室		
施策の概要	・2030年度温室効果ガス排出削減目標及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域脱炭素が、意欲と実現可能性が高いところからその他の地域に広がっていく「実行の脱炭素ドミノ」を起こすため、地方公共団体による脱炭素先行地域づくりや重点対策加速化事業の支援等、地域脱炭素に係る施策を総動員していく。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 6年 8月
達成すべき目標	・2050年カーボンニュートラルを2030年度までに前倒しで達成を目指す脱炭素先行地域を、2025年度までに少なくとも100か所を選定し、2030年度までに実現する。 ・脱炭素の基盤となる地域共生・裨益型再エネ、省エネ住宅、ゼロカーボンドライブなどの重点対策加速化事業を地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する。 ・脱炭素化に資する事業に対する資金供給の支援を強化することにより、民間投資の一層の誘発を図る。 ・法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ脱炭素型地域づくりを推進する。	政策体系上の位置付け	9. 地域脱炭素の推進		

施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) 第5次環境基本計画、地球温暖化対策計画 第3章第1節2.「『地方公共団体』の基本的役割」、第3節「公的機関における取組」の「○地方公共団体の率先的取組と国による促進」、第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」、第7節「地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の推進(地域脱炭素ロードマップ)」

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成					
	基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度										
										目標年度	目標年度	目標年度			目標年度	目標年度	目標年度	目標年度	
1 ゼロカーボンシティ表明団体の地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定率	-	一年度	100%	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	法定義務のある地方公共団体は既に地方公共団体実行計画区域施策編の策定率が100%であり、それ以外の地方公共団体においても策定を促進する必要があるため。なお、区域施策編の策定については、法定義務のある地方公共団体以外は努力義務であるため、指標の測定対象は脱炭素推進への意欲を示しているゼロカーボンシティ表明自治体に限定した。	-			
2 地方公共団体実行計画(事務事業編)の地方公共団体における策定率	-	一年度	100%	R12年度	90%	91%	92%	93%	94%	95%	96%	90%	90%	90%	93%	-	-	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、全ての地方公共団体は、地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定をするものと定められているため	○
3 大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施した避難所等の数(累積)	-	一年度	1,000施設	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	324	486	677	822	-	-	防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日)において、令和7年度までに、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施するとしているため	-
4 脱炭素先行地域選定数(累積)	-	一年度	少なくとも100地域	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	46	73	-	-	脱炭素先行地域は地球温暖化対策計画及び地域脱炭素ロードマップに基づく主要施策の一つとして、2050年を待つことなく前倒しでカーボンニュートラルを目指す地域であり、2025年度までに少なくとも100か所以上選定することとしているため。	-
5 脱炭素化支援機構が支援した事業による年間CO2排出削減量の累積合計値	-	一年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(R5秋に開催予定の官民ファンド幹事会にて確定予定)	-

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号												
(1)	1.2	49	(5)	1.2.4	74	(9)	-	-	(13)	-	-	(17)	-	-
(2)	1.2	47	(6)	5	-	(10)	-	-	(14)	-	-	(18)	-	-
(3)	3	46	(7)	-	-	(11)	-	-	(15)	-	-	(19)	-	-
(4)	1.2.4	60	(8)	-	-	(12)	-	-	(16)	-	-	(20)	-	-

評価 結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり												
	目標達成度 合いの 測定結果 (判断根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ・ゼロカーボンシティ表明団体(2023年10月1日時点)のうち、区域施策編を策定しているのは59.2%、区域施策編を策定する予定があるのは29.5%と順調に増加しており、目標の達成が見込まれる。 ・事務事業編の策定率は92.7%に上っており、加えて3.9%の地方公共団体が事務事業編を策定する予定がある状況と順調に増加しており、目標の達成が見込まれる。 ・災害・停電時に機能発揮を可能とした避難施設・防災拠点の数については、R5年度までに累計822箇所と順調に増加しており、R7年度までの目標達成が見込まれる。 ・脱炭素先行地域については、2025年度(令和7年度)までに少なくとも100か所以上選定するとしているところ、令和5年度においては4月に第3回として16地域、11月に第4回として12地域選定し、これまでに合計で73地域選定されていることから、目標値の達成が可能と考えられる。 												
目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等	<p>○「ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業」の実施により、実行計画の量(各地方公共団体の温室効果ガス排出量等の見える化や実行計画策定・実施マニュアル等の技術的助言による策定率向上)と質(実行計画に基づく地域共生型再エネの促進など具体の事業推進等)の向上が図られつつあるが、引き続き、実行計画の策定・改定や計画に基づく取組が困難な市町村を適切な形で支援する必要がある。</p> <p>○地方公共団体の脱炭素への取組の機運が高まっており、計画づくりに対する需要が増大しており、「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」において多くの地方公共団体の支援を実施している。この機運を逃さないためにも、必要な予算の確保に努め、引き続き地方公共団体の脱炭素への取組を支援する必要がある。</p> <p>○激甚化・頻発化する気象災害や地震により、避難施設等のレジリエンス強化に加え、地方公共団体の脱炭素への取り組み機運が高まっていることを踏まえ「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」について引き続き、必要となる財源確保に努め、公共施設のレジリエンス強化・脱炭素化への取り組みを支援する必要がある。</p> <p>○脱炭素先行地域の第3回募集では全国67の地方公共団体から58件の提案、第4回募集では全国62の地方公共団体から54件の提案をいただいた。引き続き多くの積極的な提案をいただけるよう、地方環境事務所を中心に、地方公共団体を支援していく必要がある。</p>													

		次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】	<p>【施策】 各施策について目標達成に向けて順調に取組が進んでおり、引き続き取組を進める。</p> <p>【測定指標】 ○測定指標5について、令和5年秋に開催された官民ファンド幹事会において設定したマイルストーン及び本政策評価の達成目標を踏まえ、令和6年度の政策評価における目標を変更する。 ○上記以外の指標については、変更の必要がないため継続する。</p>		
		学識経験を有する者の知見の活用	補助金等の選定に係る審査委員への協力、地方公共団体実行計画に関連するマニュアル・ガイド等に対する助言や地域脱炭素に関するセミナー等への講師として知見の活用を行った。	SDGs目標との関係	<p>【主な目標】 28か所の脱炭素先行地域選定、重点対策加速化事業の支援及び、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの内容強化・拡充等を通じて、地域主導の再生可能エネルギー導入や、脱炭素型の地域づくりを推進することに貢献した。これにより、目標7番「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」と目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献した。</p>	<p>【副次的効果が期待される目標】 災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再エネ設備等を整備することにより、地域のレジリエンス(災害等に対する強靱性の向上)と地域の脱炭素化との同時実現につながる取組への支援を行うことにより、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献した。</p>
		政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果(令和5年10月1日現在)(環境省)			

施策名	目標 9-2 地域循環共生圏づくりの推進										担当部局名	大臣官房 地域政策課 地域循環共生圏室		
施策の概要	・専門人材と地域とのマッチング等の機能を持つプラットフォームの構築・充実等により地域循環共生圏の創造を強力に推進する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 6年 8月
達成すべき目標	・地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の創造により、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進し、持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にしていくとともに、持続可能な社会を構築していく。										政策体系上の位置付け	9. 地域脱炭素の推進		
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第5次環境基本計画、地球温暖化対策計画 第3章「目標達成のための対策・施策」第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」													
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
	基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度					
1 地域循環共生圏の概念に沿った具体的な取り組みを行う地方公共団体の数	-	一年度	300団体	R12年度	-	-	-	70	103	136	169	持続可能な社会を構築していくため、地域循環共生圏づくりに取り組む自治体数を測定する必要がある。「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」により測定する。地域循環共生圏創造に取り組む主体は必ずしも自治体だけではないが、民間の事業者が活動主体であった場合は、地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業による支援を通じて、自治体との連携を促す。	○	
					-	-	52	146	-	-	-			
達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1)	1	0197	(5)	-	-	(9)	-	-	(13)	-	-	(17)	-	-
(2)	-	-	(6)	-	-	(10)	-	-	(14)	-	-	(18)	-	-
(3)	-	-	(7)	-	-	(11)	-	-	(15)	-	-	(19)	-	-
(4)	-	-	(8)	-	-	(12)	-	-	(16)	-	-	(20)	-	-

		(各行政機関共通区分)		①目標超過達成
	目標達成度 合いの 測定結果	(判断根拠)	測定指標1における年度目標を超過達成している。	
評価結果	目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等	令和元年度から令和5年度までの「環境で地域を元気にする地域循環共生圏プラットフォーム事業」を通じて、地域循環共生圏創造のために必要な地域プラットフォーム形成のためのノウハウを蓄積し、実際に優れた事例を創出できており、目標数値も達成している。一方で、我が国全体が持続可能となることを目指し、地域循環共生圏づくりに取り組む地域の数をさらに増加させるためには、地域循環共生圏に取り組むメリットをより示し、共生圏づくりの主体を増加させていくこと、また、地域循環共生圏づくりの支援ができる主体を増加させ、支援体制を強化することが必要である。このため、令和6年度からは、地域の経済社会構造に大きなインパクトを与える地域循環共生圏の事例として、火力発電所等の地域の中核となる産業の撤退に際し、持続可能な地域への移行を目指すトランジションモデルの創出、地域循環共生圏づくりの支援体制強化として、地域循環共生圏づくりの支援を行うことができる主体の育成を行う。 また、環境省政策評価委員会での意見(事業終了後も地域循環共生圏づくりの活動が継続していくことが重要)を踏まえ、当該事業のフォローアップの方法等について、当該事業の有識者会議の意見等を踏まえて検討していく。		
	次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】 令和6年度は、地域循環共生圏づくりのノウハウ洗練、広報活動を引き続き行うとともに、地域循環共生圏づくりを支援する中間支援機能の担い手を育成することにより、地域循環共生圏の創造をさらに強力に推進する。 【測定指標】 令和5年度までの目標を大幅に超過することとなったため、令和6年度以降の目標数値を見直すこととする。		
学識経験を有する者の 知見の活用	有識者からなる審査会を設け、事業目的を達成する案件採択に対する意見等を聴取することにより、事業の適正な執行に活用した。また、有識者からなる会議を設け、地域循環共生圏の広報戦略、さらには次年度以降の事業のあり方についても議論し、地域循環共生圏の形成促進のための知見を得た。	SDGs目標との関係	【主な目標】 地域循環共生圏とは、環境・経済・社会を向上させる事業を生み出し続けることで、地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を生かして地域同士が支えあうネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方である。令和5年度の「環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」においては、環境面のみならず経済・社会課題を統合的に解決しているモデル地域を形成し、事例を「地域循環共生圏創造のための手引き」としてまとめ、またフォーラムやセミナーで普及活動や担い手育成を行っており、主な目標としては11番「住み続けられるまちづくりを」に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 地域循環共生圏の推進は、環境・社会・経済課題の同時解決を原則の一つとしており、多くの課題に共通している原因を根本的に解決する視点を持つことを推奨してモデル事業等を実施している。地域循環共生圏の形成は各地域を持続可能にしていけることであり、すなわちローカルSDGsであることから、おおむねSDGsの目標達成全てに副次的に貢献した。	
政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	—			